

鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領

令和6年5月10日 6森推第184号

(趣旨)

第1 この要領は、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「補助事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年5月24日付け22農技第94号。以下「交付要綱」という。）並びに国の定める通達等に定めのあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(事業の種類等)

第2 事業の種類、事業内容及び当該事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3 事業計画等

1 事業計画の作成と承認

(1) 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に次の関係書類を添えて所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

ア 事業計画内訳書（以下「事業計画」という。）

(ア) 様式第2-1号、2-1号（別紙）（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）

(イ) 様式第2-2号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）

イ 事業実施位置図（ただし、総合支援事業のうち整備事業に限る）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

ウ ア及びイに定めるもののほか局長が必要と認める書類

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し取りまとめ（様式第3-2号）の上、当該事業を所管する部長（以下「部長」という。）に協議（様式第3号）するものとする。

(3) 部長は、前号の規定による協議内容が適当と認められるときは、国の内示を受けた後（県単を除く）に協議に同意するものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認（様式第4-1号）を行うものとする。

2 事業計画の提出部数は正副2部とし、提出期限は、部長が別途通知をおこなうものとする。

(事業の実施基準)

第4 事業の実施基準は、第2の別表に定めるものとする。

(早期着手)

第5 事業主体は、補助金交付決定前に補助対象とする事業に着手することができない。

ただし、事業計画の承認済みのもの、又は事業計画の承認を申請するもののうち、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手することができるものとする。

(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は事業の性質上、早期着手に関する手続きは不要とする)

- (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けるもの。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を有するもの、
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できるもの。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるもの。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、補助事業早期着手承認申請書(様式第5号又は様式第1-2号)を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して、承認(様式第6号又は様式第4-2号)するものとする。

- (1) 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

4 局長は、前項の承認をしたときは、直ちに補助事業早期着手報告書(様式第7号)を部長に提出するものとする。

(内示)

第6 部長は、第3第1項第3号の規定による事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたときは、局長に補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し内示をするものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第7 第6第2項の規定による内示を受けた事業主体は、補助事業補助金交付申請書(様式第9-1号又は様式第9-2号)に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

事業計画承認通知の写し

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、事業主体は、第7第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

3 局長は、第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と

認められるときは、補助事業補助金の交付決定（様式第 10-1 号又は様式第 10-2 号）をするものとする。

（事業の変更）

第 8 交付要綱第 4 第 1 項第 1 号に該当するときは、重要変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、交付要綱第 6 第 1 項の規定による補助事業変更承認申請書（様式第 8 号）を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の増、又は 20%を超える減が生じる場合には、変更内容等を取りまとめ（様式第 3-2 号）の上、補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）に次の関係書類を添えて部長に提出するものとする。

ア 様式第 2-1 号（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）

イ 様式第 2-2 号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）

(3) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

(5) 局長は、第 1 号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の 20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うとともに、直ちに部長に報告（様式第 12-1 号）するものとする。

(6) 第 4 号及び第 5 号の規定による変更内示に伴う補助金変更交付申請（様式第 9-2 号）は、第 7 の補助金交付申請に準じて行うものとする。

2 前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微な変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、補助事業変更報告書（様式第 11 号）を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の提出があったときは、変更内容等を取りまとめ（様式第 2 号）の上、直ちに部長に報告（様式第 12-2 号）するものとし、部長は、必要に応じて変更内示を行うものとする。

（事業の中止、廃止、完了期限延長）

第 9 交付要綱第 6 第 1 項第 2 号に規定する事業の中止、廃止の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、事業の中止若しくは廃止を必要とするときは、補助事業中止承認申請書（様式第 13 号）を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定により申請書の提出があり、中止若しくは廃止をした時点で事業実績があったときは、事業主体の調査を行うものとする。

(3) 局長は、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の 20%

- を超える減が生じる場合には、前号の調査を行った場合は調査結果を付して、部長に協議（様式第 14 号）するものとする。
- (4) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは局長に同意するものとする。
 - (5) 局長は、前号の規定による同意があったとき、又は第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の 20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないと認められるときは事業主体に対し、承認（様式第 15 号）をするものとする。
 - (6) 局長は、第 6 第 1 項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の 20%以内の減が生じる場合で、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業中止（廃止）報告書（様式第 16 号）を部長に提出するものとする。
- 2 局長は、その職員を指定して、前項第 2 号の規定による調査を行うことができる。
 - 3 交付要綱第 6 第 1 項第 3 号に規定する事業の完了期限延長の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 事業主体は、事業の完了期限の延長を必要とするときは、補助事業延長申請書（様式第 17 号）により、局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があり、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、承認をするものとする。
 - (4) 局長は、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業延長報告書（様式第 18 号）を部長に提出するものとする。

（実績報告）

- 第 10 事業主体は、事業が完了したときは、交付要綱第 9 に規定する補助事業実績報告書（様式第 19 号）に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。
 - (1) 事業実行内訳書
 - ア 様式第 2-1 号、2-1 号（別紙）（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）
 - イ 様式第 2-2 号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）
 - (2) 事業実施位置図（ただし、総合支援事業のうち整備事業に限る）
縮尺 1 万 5 千分の 1 程度の地形図に事業実施箇所を明示する。
 - (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
 - (4) ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表（別表の区分【緊急捕獲】に限る。令和 3 年度 4 月 1 日以降に捕獲された個体に限る。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める書類
- 2 第 7 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 第 7 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 20 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(調査)

第11 局長は、交付要綱第9に規定する実績報告書の提出に伴う補助金の確定調査を次により行うものとする。

- (1) 第3第1項の規定により提出された事業計画との整合等の確認。
- (2) 第7第2項の規定により交付決定した補助金その他事業費等に関する収入及び支出。
- (3) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める事項。
- (4) 確定調査は、書類調査と必要に応じて現地調査を併せて行うこと。

2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、補助事業調査書(様式第21号)を作成するものとする。

3 局長は、その職員を指定して、第1項の規定による調査を行うことができる。

(補助金の確定)

第12 局長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて補助金の確定(様式第22号)をし、事業主体へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13 事業主体は、交付要綱第10に規定する補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金額の確定後に補助事業補助金交付請求書(様式第23号)を局長に提出するものとする。

2 事業主体は、第7第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。

(1) 補助対象となる事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の50パーセント以内の額。

(2) 出来高が60パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の90パーセント以内の額で補助対象となる施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額。

3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、速やかに第11の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

(事業実績の報告)

第14 局長は、事業実施年度の翌年度の4月15日までに部長に事業実績報告書(様式第24号)を提出するものとする。

(申請の取り下げ)

第15 事業主体は、交付要綱第7の規定により、事業の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から、15日以内に補助金申請取下申請書(様式第25号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに部長に協議する

ものとする。

- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認を行うものとする。

(状況報告)

- 第 16 事業主体は、交付要綱第 8 第 1 項の規定により、補助金事業遂行状況報告書（様式第 26 号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、事業主体から前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに部長に提出するものとする。
- 3 第 1 項の規定による状況報告は、概算払請求書をもって代えることができる。

(事業実施状況の報告)

- 第 17 事業主体は鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）別記 1 の第 5 の 1 及び別記 4 の第 5 の 1 に基づき、実施状況報告書（様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号）を事業実施年度の翌年度の 9 月 20 日までに、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の提出があった場合には、その写しを部長に提出するものとする。

(事業の評価)

- 第 18 事業主体が行う国実施要領別記 4 の第 6 の事業評価は、国実施要領別記 1 の第 6 に基づく事業評価と併せて行うものとする。

(他の施策との関連)

- 第 19 本事業の実施に当たっては、他の施策との関連及び活用に配慮するものとする。

(書類の経由)

- 第 20 この要領により局長に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する市町村長を経由するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年度の事業から適用する。

別表

区分	事業の種類	事業内容	事業主体	【財源】実施基準等
【緊急捕獲】	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	ニホンジカ（成獣）、イノシシ（成獣）、ニホンザル（成獣）、ハクビシン、アメリカミンク、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類の有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 別記のとおり
【シカ特別対策】	シカ特別対策等事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)シカ特別対策	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記5による。
【総合支援事業】	整備事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)処理加工施設 (2)捕獲技術高度化施設	協議会 市町村（協議会の構成員に限る） コンソーシアム（事業内容(1)処理加工施設のみ）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記1別表1の1.(2)及び(3)による。
	推進事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2)処理加工施設の人材育成 (3)ICTの活用による情報管理の効率化 (4)放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	協議会 コンソーシアム	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記1別表1の2.(5)及び(8)から(10)による。

(別記)

(補助率等)

第1 国実施要領別記4の第3により、農林水産省農村振興局長が定める上限単価は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動費

対象鳥獣名 (ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては幼獣を除く)		上限単価 (円/頭・羽)
ニホンジカ イノシシ	① 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域)	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	上記以外の場合	8,000
	② 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域を除く)	8,000
	③ ①、②以外の場合	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000	
上記以外の場合	7,000	
ニホンザル		8,000
ハクビシン、アメリカミンク		1,000
ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類		200

(2) 捕獲個体の埋設・運搬経費

積算根拠等があり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
但し、捕獲従事者自らが行う場合を除く。
補助率 1/2 以内

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 (食肉処理する場合を除く)

積算根拠等があり、外注したものであり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(4) 支払い事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(捕獲個体の確認)

第2 捕獲実績の確認は、原則として国実施要領別記4の第2の2の(2)ア、イ、ウによるものとする。

なお、業務の円滑な推進のため捕獲個体確認詳細については別に定めるとおりとする。

(支援対象期間)

第3 本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

(様式第1-1号)(第3の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第3第1項第1号の規定により、関係書類を提出します。

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注2) 市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第1-2号)(第3の1の(1)及び第5の2関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画及び早期着手承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を、下記の通り早期着手により実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第3第1項第1号及び第5の2の規定により、関係書類を提出します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。
(注2) 市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第2-1号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画内訳書【緊急捕獲】

事業主体名：_____

区分	鳥獣種	捕獲数	事業単価(円)	事業費(円)	交付単価(円)	交付金額(円)	備考
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲 計							

注) 様式第2-1号(別紙)を計画承認申請時に添付すること

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。記載内容は金額および獣種ごとの頭数。

(様式第2-1号(別紙))

(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 実施計画書(事業実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 事業の目的

--

2 被害防止計画及び緊急捕獲等計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

3 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会等の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施主体が協議会の場合は規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第2-1号(別紙))

環境負荷低減のチェックシート

	(1) 適正な施肥	チェック
①	※農産物の調達を行う場合(該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な防除	チェック
②	※農産物の調達を行う場合(該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	チェック
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	<input type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	チェック
⑥	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の捕獲を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	チェック
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	資源の再利用の検討	<input type="checkbox"/>
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	チェック
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	チェック
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1: ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2: (7)の⑫の「関係法令の遵守」については、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和 45 年法律第 137 号)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号) を遵守することを示す。

(様式第2-2号) (第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業実施計画書 (事業実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫交付金	市町村費	その他	
1 推進事業 (1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2) 処理加工施設の人材育成 (3) ICTの活用による情報管理の効率化 (4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	円	円	円	円	
2 整備事業 (1) 処理加工施設 (2) 捕獲技術高度化施設					
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣に保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会等の概要

協議会等の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会等の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

(定額)				円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

(4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進
実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

6 整備事業の内容

施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

- (注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(1) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画
（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲がわかるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

(2) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲がわかるような地図、規模決定根拠となる資料及び運営体制がわかる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第 2-2 号 (別紙))

環境負荷低減のチェックシート

	(1) 適正な施肥	チェック
①	※農産物の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な防除	チェック
②	※農産物の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	チェック
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討	<input type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	チェック
⑥	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の捕獲を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	チェック
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	資源の再利用の検討	<input type="checkbox"/>
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	チェック
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	チェック
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 1 : ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注 2 : (7) の⑫の「関係法令の遵守」については、土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)、悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和 45 年法律第 137 号)、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号) を遵守することを示す。

(様式第3号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画について

このことについて、別添のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画承認申請書の提出がありましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第3第1項第2号(第8第1項第2号)の規定により協議します。

(注) 事業実施主体から提出のあった事業計画承認申請書(様式第1-1号)(補助事業変更承認申請書(様式第8号))及び添付書類一式を添付すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【緊急捕獲】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
緊急捕獲 計		緊急捕獲	緊急捕獲				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第4-1号)(第3の1の(4)、第8の1の(4)関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画については、申請のとおり承認します。

(様式第4-2号)(第3の1の(4)、第5の3関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画及び早期着手の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画及び早期着手については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
 団体名
 (協議会名等))
 代表名 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手承認申請書

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画に基づく下記の事業を早期着手したいので申請します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(様式第6号)(第5の3関係)

番 号
年 月 日

様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業の早期着手の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の早期着手について下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

(様式第7号)(第5の4関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手報告書

このことについて、別添のとおり〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手の承認申請があり、**適当と認められたので〇年〇月〇日付けで承認しました。**

(様式第8号)(第8の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付要綱第5第1項(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6第1項)の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

(注) 変更する事業計画において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した事業計画を添付すること。

(様式第9-1号)(第7の1関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付要綱第4(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第5)の規定に基づき、補助金 円 の交付を申請します。

記

区 分	補助金額	備 考
(緊急捕獲・総合支援事業)	円	

(注1)協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注)備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

様式第9-1号 別紙
【緊急捕獲】

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
交付要件	総合支援事業の有害捕獲等、鳥獣被害防止総合対策交付金の他事業と重複して支援を受けていないこと。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

様式第9-1号 別紙
【総合支援事業】

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会、コンソーシアム等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
採択要件	有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれていること。	
採択要件	(整備事業) 受益者戸数が3戸以上であること。	
交付要件	(整備事業) 整備する施設の導入効果について費用対効果を実施し、投資効果を十分に検討していること。	
交付要件	(推進事業) 推進事業の事業費のうち、委託事業が50%以内であること。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

(様式第9-2号)(第7の1関係、第8の1の(6)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のありました、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更してください。

交付決定のあった補助金	変更後の補助金額	今回変更増減額
円	円	円

注) 変更計画承認通知の写しを添付すること。

記

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 変更の場合二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する。(5の記載も同様とする。)

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(様式第10-1号)(第7の2関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度鳥獣被害防止総合
対策交付金事業補助金 円を、次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 補助事業の遂行にあたっては、補助金等交付規則(昭和34年3月23日長野県規則第9号)、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成22年5月24日付け22農技第94号)及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領並びに国の定める通達に従わなければならない

(様式第10-2号)(第7の2関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した、 年度野鳥獣被害
防止総合対策交付金事業補助金については、 円を 円に、変更し交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

1 変更交付決定の内容

交付決定金額 円

変更交付決定金額 円

補助金増減額 円

2 交付条件は、年 月 日付け 地域振興局指令 第 号の補助の条件のとおりとする。

(様式第 11 号) (第 8 の 2 の (1) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 補助金交付申請書の添付書類(様式第 2-1 号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))
により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第 12-1 号) (第 8 の 1 の (5) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更承認申請書が提出され、承認しましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 8 第 1 項第 5 号の規定により報告します。

- (注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- (注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第 12-2 号) (第 8 の 2 の (2) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書が提出されたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 8 第 2 項第 2 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第13号)(第9の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
 団体名
 (協議会名等)
 代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記の理由によって、中止(廃止)したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6第1項第2号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 事業の実施状況

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注2) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類(様式第2-1号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 14 号) (第 9 の 1 の (3) 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）について

このことについて、別添のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書の提出がありましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 1 項第 3 号の規定により協議します。

(様式第 15 号) (第 9 の 1 の (5) 関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業の中止（廃止）については、申請のとおり承認します。

(様式第 16 号) (第 9 の 1 の (6) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書の提出があり、適当と認められたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 1 項第 6 号の規定により報告します。

(様式第 17 号) (第 9 の 3 の (1) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記の理由によって、完了期限を延長したいので、鳥獣被害防止
総合対策交付金交付要綱第 6 第 1 項第 3 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 完了期限延長の理由
- 3 事業の実施状況
- 4 事業実施についての見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類 (様式第 2-1 号 (ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲
活動支援事業に限る)) により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 18 号) (第 9 の 3 の (4) 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業延長報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業延長承認申請書の提出があり、適当と認められたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 3 項第 4 号の規定により報告します。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業実績報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 9 の規定に基づき、その実績を報告します。

- 1 事業の目的
- 2 補助金の内容及び実績
- 3 経費の配分

区 分	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村負担金	その他負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了年月日

事業着手 年 月 日

事業完了 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(注1)

必要な書類は別途添付すること。

〇〇年度 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった鳥獣被害防
止総合対策交付金事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第 13 条第 1 項の補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ② 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ③ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入すること。

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業主の場合は前々年に係る所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書 (簡易課税) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

(様式第 21 号) (第 11 の 2 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業調査書

年 (年) 月 日

調査員
職 氏名

印

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 鳥獣被害防止総合対策交付金事業			
事業主体名				
事業実施期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
調査年月日	年 月 日			
事業内容	実施内容			
	事業費	円		
	補助金額	円		
調査所見				

(様式第 22 号) (第 12 関係)

地域振興局達 番 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定をした 年度鳥獣被害
防止総合対策交付金事業補助金の額を 円と確定します。

年 月 日

地域振興局長

(様式第 23 号) (第 13 の 1 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局達 第 号で補助金の確定のありました 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る補助金を下記のとおり交付 (概算払) してください。

記

区 分	確定 〔交付決定〕 額	交付 (概算払) 請求額			残 額	請求日現在 の出来高
		前回までに 支払いを 受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	%

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義 (フリガナ)

(注 1) 概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付すること。

(注 2) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(様式第 25 号) (第 15 の 1 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金申請取下申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金交付申請を下記の理由で取下げます。

記

(取下げの理由)

(注)協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(様式第 26 号) (第 16 の 1 関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号により補助金交付決定通知があった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。